

掛川市水道事業管理規程第2号

掛川市水道部公印規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市水道事業管理者
掛川市長 松井三郎

掛川市水道部公印規程の一部を改正する規程

掛川市水道部公印規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

掛川市水道総務課長印	れい書	正法21	水道総務課長名をもってする文書	1	水道総務課長
掛川市水道工務課長印	れい書	正法21	水道工務課長名をもってする文書	1	水道工務課長
掛川市水道部企業出納員専用公印	楷書	直径24	水道部企業出納員領収印	3	水道総務課長

を

掛川市水道課長印	れい書	正法21	水道課長名をもってする文書	1	課長
掛川市水道部企業出納員専用公印	楷書	直径24	水道部企業出納員領収印	3	課長

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。